

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和元年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(権限の特例) 第2条 法第23条第1項第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。	(権限の特例) 第2条 法第23条第1項第1号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。